

三木市地球温暖化対策実行計画策定委員会公募委員募集要項

1 目的

この要項は、地球温暖化対策の推進に関する法律（第21条第4項）に基づき、三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するため、庁外推進体制として策定委員会を設置するにあたり、公募による委員を選出する方法を定める。

2 応募の資格

次の全ての要件を満たしている者を対象とする。

- (1) 18歳以上で市内に在住、在勤、在学している者
- (2) 地球温暖化対策に関心のある者
- (3) 市議会議員や市職員でない者

3 応募の方法

応募用紙に、住所、氏名などの必要事項と応募の理由及び地球温暖化対策についての考えなどを記入の上、環境政策課まで持参または郵送（当日消印有効）、FAX若しくはEメールで提出する。

4 選考方法

- (1) 選考委員会を設置し、応募書類による選考を行う。
- (2) 選考委員会の委員長は、市民生活部長とする。
- (3) 委員は環境政策課長、環境政策課環境政策係長とする。

5 失格要件

次に該当する場合は、委員になることができない。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があると認められるとき。
- (2) 委員としての業務遂行に支障があると認められるとき。

6 任期

委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

7 業務

三木市地球温暖化対策実行計画に関する事項等について審議する。

8 報酬

報酬は、1会議あたり4,000円とする。

9 開催回数

3回程度（計画策定に必要な協議事案によって前後する場合がある）